

被扶養者資格継続調査を実施します

—被扶養者の資格確認についてご協力をお願いします—

本年も次のとおり被扶養者資格継続調査を実施いたしますので、該当する組合員の皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、調査書及び添付書類の提出がない場合は、被扶養者資格の確認ができないため認定取消しとなりますので、各所属所が設定する締切日までに提出をお願いします。

●調査対象者

18歳から70歳までの被扶養者（本年4月1日以降に被扶養者として認定された者を除きます）。

●調査方法

該当組合員の方に対し、7月に「被扶養者資格継続調査書」を配付しますので、所要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、共済事務担当課へ提出してください。

●必要添付書類（調査書にのりづけ、またはホッチキスどめをしてください）

現況	添付書類
無職の方	無職証明書または非課税証明書（所得証明書）
学生の方	有効期限の確認できる学生証の写しまたは在学証明書の写し
給与収入のある方（パート、アルバイト）	被扶養者資格継続調査書の裏面にある給与支払証明書に、毎月の賃金明細を記入し、事業主から証明を受けてください。
年金収入がある方	最新の年金改定通知書の写しまたは年金支給通知書の写し
事業収入のある方	平成29年分確定申告書の写し及び収支内訳書の写し
雇用保険、傷病手当金、利子・配当収入がある方	雇用保険受給資格者証の写し、手当金支給通知の写しなど収入の確認できる書類
平成30年3月31日までに被扶養者となった平成8年4月1日以前生まれの無職無収入の子及び組合員の兄弟姉妹	非課税証明書（所得証明書）及び扶養継続申立書

※上記添付書類のほか、必要に応じて関係書類を提出していただく場合もあります。

※本年7月より個人番号による情報連携が開始されましたが、昨年と同様に添付書類の提出をお願いします。

●別居している学生以外の被扶養者について

添付書類として毎月の送金の確認できる書類（ATM利用明細書の写し等）が必要になりますので、平成29年7月送金分以降のものを添付してください。添付できない場合は、さかのぼって認定取消しとなります（学生の方は添付の必要はありません）。

なお、送金額は対象被扶養者の年間収入の2分の1以上かつ、毎月5万円以上仕送りしていることが要件となります。

●被扶養者認定要件

被扶養者として引き続き認定するためには、一定の要件を満たすことが必要となります。詳しくは、共済のしおりまたは当共済組合ホームページの「[こちら](#)」のページをご覧ください。

●被扶養者資格の取消し

この調査で被扶養者としての要件を欠くことが判明したときは、判明した日からではなく、その要件を欠くに至った日までさかのぼり認定取消しとなります。この間に医療機関等で受診している場合は、共済組合が支払った医療費等は返還していただくことになります。

上記記事に関する
お問い合わせは

保健課

☎028-615-7816